ひろしま令峰クラブ 規約

（総則）

第１条　この会は、ひろしま令峰クラブ（略称「HRC」）とよび、日本勤労者山岳連盟及び広島県勤労者山岳連盟に所属し、事務所を代表宅に置きます。

（会員）

第２条　広島県勤労者山岳連盟が主催する初級登山学校修了者もしくは修了予定者等のうち、この規約を認め、入会費と会費を納めた者が会員となります。

２　会員は、原則として労山山岳事故対策基金（略称「労山基金」）に１口以上加入します。

３　全ての会員は、会の発展のために協力します。

第３条　会員は、この会のすべての活動に参加できます。ただし、理由なく会費を納めない場合もしくは本会の会員としてふさわしくない行為のあったときは、その資格を失います。

２　会員は、自由に退会できます。

（目的と活動）

第４条　この会は、広島県内において、登山・ハイキングを地域生活に根ざした健全なスポーツ・レクレーションとして、普及し発展させることを目的とします。

第５条　この会は前条の目的を遂行するため、会員の自主的運営により次の諸活動を行います 。

①会員相互の交流　②登山の技術とモラルの向上

③登山事故の防止と救助活動　④山岳自然保護

⑤地域の登山要求に応える活動　⑥会報などの発行

⑦その他目的遂行に必要な活動

（機関と役員）

第６条　この会に次の機関を置きます。

①総会　②運営委員会

第７条　総会は、この会の最高決議機関で年１回代表が招集します。

２　総会は、会員で構成され、会員の過半数の出席で成立します。ただし、出席できない会員は、その権限を他の会員又は議長に委任することができます。

３　代表は、必要に応じて臨時に総会を招集することができます。また、会員の１／３以上の要請があった時は、臨時に総会を招集します。

第８条　運営委員会は、総会に次ぐ機関で、代表・副代表・運営委員で構成され、随時、代表が招集します。

２　運営委員会は、総会の決議事項を具体化します。

第９条　本会に役員として、代表１名・副代表１名・運営委員若干名・会計監査１名・顧問若干名を置きます。

第 10 条　代表は、本会を代表し、本会の活動を総括します。

２　副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代行します。

３　運営委員は、役割分担をして活動の具体化を図り、その分野の活動をリードします。

４　会計監査は、会計を監査します。

５　顧問は、会の活動発展のための援助をします。

第 11 条　役員は、総会で選出します。役員の任期は次期総会までとし再選をさまたげません。ただし、顧問は運営委員会で選出できます。

２　役員の補充は運営委員会で行い、補充役員の任期は前任者の残任期間とします。

（会計）

第 12 条　この会の経費は、入会費・会費及びその他をもってまかないます。

２　会費は１人につき１ケ月 500 円とし、入会費は１人につき 1000 円とします。

３　会計報告は定期総会のつど行い、総会の承認を受けるものとします。

第 13 条　納入した入会費・会費は、この会を退会しても返済しません。

（付則）

１　この会のすべての会議は、会員に対して公開とすることを原則とします。

２　規約の改廃は、総会の過半数の承認を要するものとします。

３　運営委員会は、この規約に定めない事項については、規約の精神に基づいて処理することができます。

この規約は、２０１９年８月３１日から実施します。